

評価項目及び配点基準は現行のものです。令和6年度予算成立に伴い、今後変更があり得ますので、あらかじめご承知おきください。

別表

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① 事業の目的が第4次食育推進基本計画及び事業実施地域を所管する都道府県が策定した食育推進計画の目標達成に資するものとなっているか。 ア 目的が第4次食育推進基本計画及び都道府県の食育推進計画の目標達成に資するものとなっている。 イ 目的が第4次食育推進基本計画及び都道府県の食育推進計画の目標達成に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 課題のとらえ方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。 イ 課題をとらえ、目的がおおむね課題に対応している。 ウ 課題のとらえ方又は目的の設定が適切でない。	5 3 不選定
	③ 事業が「国産農林水産物や地域の食品の価値の再発見」に効果があるか。 ア 十分な効果が見込まれる。 イ おおむね効果が見込まれる。 ウ 効果が期待できない。	5 3 不選定
	④ 事業の実施に効率的な手法がとられているか。 ア 十分効率的な手法がとられている。 イ おおむね効率的な手法がとられている。 ウ 効率的な手法となっていない。	5 3 不選定
	⑤ 事業内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。 ア 数値目標について、高水準かつ実現性の観点から適当と認められる。 イ 数値目標について、実現性の観点から適当と認められる。 ウ 数値目標について、実現性の観点から適当でない。	5 3 不選定
	⑥ 事業の成果について、目標に対する効果検証が適切に行われることが見込まれるか。 ア 目標の達成状況の検証が高い精度で見込まれる。 イ 目標の達成状況の検証が見込まれる。 ウ 目標の達成状況の検証が見込まれない。	5 3 不選定
普及性	⑦ 取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されているか。 ア 取組の普及方法について、十分な普及効果が期待できる。 イ 取組の普及方法について、普及効果が期待できる。 ウ 取組の普及方法について、普及効果が期待できない。	5 3 不選定
独創性・	⑧ 事業で実施する各種取組にモデル性があるか。 ア 取組内容が地域において新規性があり、複数の取組について波及する	5

先進性	ことが十分に期待できる。 イ 取組内容が地域において新規性があり、波及することが期待できる。 ウ 取組内容に新規性がない、又は、新規性があっても波及が期待できない。	3 不選定
関連性	⑨ 他の施策と連携している取組であるか。 ア 本事業の実施主体が他の関係者を必要とする場合は、その関係者で構成する食育協議会を組織しているか。 イ 事業対象地域において、すべての市町村で食育基本法にもとづく市町村食育推進計画が策定されているか。 ※ ア又はイの両方に該当した場合も最高3ポイントを加算するものとする。	3 3
加算	⑩ 「新たな日常」やデジタル化に対応した取組となっている。	1
	⑪ 多世代交流、共食の場の提供に関する取組となっている。	1
	⑫ 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組となっている。	1
	⑬ 事業の中で複数の取組を行い、重点的かつ効率的に推進を行っている。 3つ以上の取組を関連させて取り組んでいる。	3
	⑭ 前々年度の達成度 ア 達成率 100% イ 達成率 80%以上 100%未満 ウ 達成率 80%未満	0 － 2 － 3